

北区児童相談所等複合施設運営指針概要版（案）

1 運営指針策定の目的

北区児童相談所等複合施設の運営方針や運営に必要な職員数の確保と育成、各相談機能の連携等を整理し、児童相談所等複合施設を設置した際の目指すべき基本的な事項を示すものとし、また、今後実施する国や東京都との児童相談所開設に向けた開設協議書の基礎資料とします。

2 施設概要及び開設時間

(1) 児童相談所等複合施設の開設時期

児童相談所を含む、教育総合相談センターや児童発達支援センター等の複合施設の名称を(仮称)子ども総合相談センターとし、多くの区民や利用者に親しみをもって利用していただけるよう、愛称の募集を行う予定です。

複合施設の竣工は令和8年9月頃、児童相談所を除く複合施設の運営開始は令和8年12月、児童相談所の開設は令和9年2月を予定しています。

(2) 施設概要

赤羽駅から徒歩5分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて教育総合相談センター、児童発達支援センター等を複合化します。

①設置場所及び建物規模（地上4階建て）

設置場所	東京都北区赤羽台1-1-13（旧赤羽台東小学校跡地）
敷地面積	約5,000㎡
延べ面積	約6,800㎡

②各階の主な諸室

階数	主な諸室
1階	あそびのひろば、児童発達支援センター（療育）、カフェ等の飲食スペース等
2階	児童相談所・教育総合相談センター等事務室、相談室、会議室等
3階	教育総合相談センター（適応指導教室）、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4階	児童相談所、体育館

(3) 開所時間

①複合施設の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

※児童相談所における夜間休日等の対応は、外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けられる体制を構築します。

②あそびのひろばの開所時間

総合相談窓口を設置した「あそびのひろば」を毎日開所（午前9時から午後5時。祝日及び年末年始を除く）し、他機関が閉館している時間でも区民からの相談に応じることができる仕組みを構築します。

③適応指導教室の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前9時から午後3時30分まで

3 基本方針及び実現の方策

(1) 基本方針

子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

(2) 実現の方策

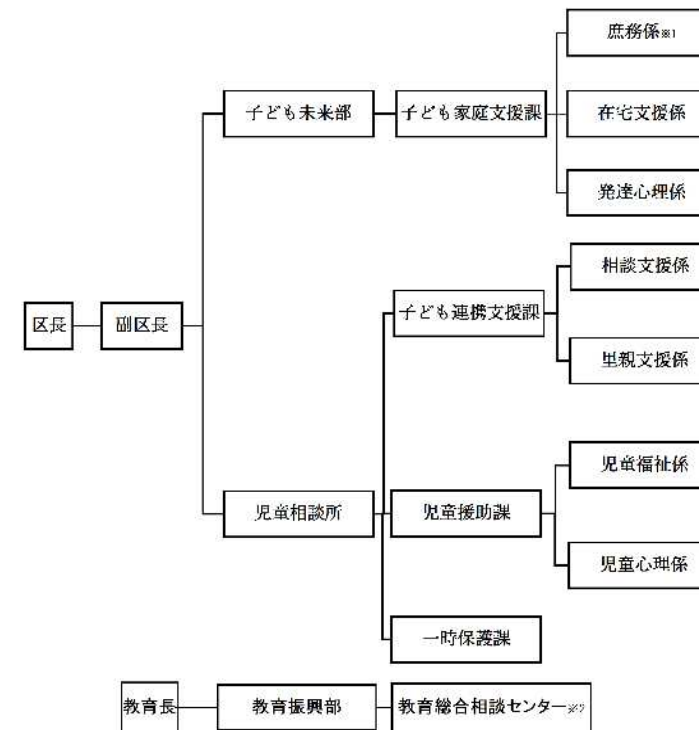
項目	内容
①児童虐待への確実な対応と各相談機能の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の一義的な窓口を児童相談所子ども連携支援課相談支援係とし、事務職や福祉職等により児童虐待初動体制を一元化し迅速に対応します。 ○児童相談所子ども連携支援課里親支援係において里親や家庭復帰などに力を入れることで児童相談所児童援助課児童福祉係のケースワーカーがケースワークに専念でき更なる専門性の向上につながる体制を構築します。 ○児童相談所や子ども家庭支援課、教育総合相談センターのスクールソーシャルワーカー等とともに12中学校圏域で地区担当制を導入し、学校や地域等の関係機関にとって顔の見える支援体制を構築します。
②児童虐待未然防止強化と児童福祉及び母子保健部門の包括的支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援課を複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備し、子ども家庭支援課を区民に身近で気軽に相談できる窓口として引き続き設置します。 ○令和4年6月の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、設置に努めることとされた「こども家庭センター」については、新たに出産・子育て支援担当課を設置しサポートプランの作成を行うなど、関係機関と連携し児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を構築します。 また、令和8年度の複合施設開設に向け、児童福祉部門と母子保健部門の連携の一層の充実に向け検討します。
③気軽に相談できる体制と相談者に寄り添った支援の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○あそびのひろばに面した1階に総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、児童虐待や発達・障害、不登校等の様々な専門の相談窓口にも子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を構築します。 ○あそびのひろばにおいては、0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実に検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等を実施します。 ○乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースを提供します。 ○あそびのひろばにカフェを併設しくつろぎの空間を提供することで、親子や

	<p>地域の方に気軽に足を運んでいただける立ち寄りやすい複合施設を目指します。</p> <p>○障害や発達等の相談については、これまで保護者等の相談の主訴により担当部署が支援してきましたが、複合施設では発達や就学の双方の内容に係る相談等を横断的に対応するなどこれまで以上に連携を強化し、子どもや保護者の相談のしやすさや負担感の軽減を図ることができる体制を構築します。</p>
④児童発達支援センターのさらなる機能強化	<p>○児童発達支援センターは、民間活力を活用し継続して児童発達支援に関わる事業の推進に取り組み地域の中核的な役割を担うとともに、令和6年度から開始する福祉型・医療型の一元化で肢体不自由児も対象となることから、専門療育として理学療法を取り入れ、運動機能の基本動作の促進や身体のバランス等の発達支援の充実を図ります。</p> <p>○地域における障害または発達に課題のある子どもへの療育やその家族への支援の質の向上を図ることで早期からの支援を行うための体制を強化整備し、インクルージョンの推進等を図ります。</p>
⑤一時保護所における子どもの権利擁護と学習支援体制の構築	<p>○一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を構築します。</p> <p>○一時保護中の子どもの学習支援については、子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。</p> <p>○学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を構築するとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター（適応指導教室）や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができるよう検討します。</p> <p>○在籍校への通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう検討します。</p>
⑥不登校児童・生徒への支援強化	<p>○適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）では、従来の適応指導教室で実施している講義形式の実施内容に加え、一人1台端末「きたコン」の学習支援ソフトの活用や、バーチャル空間を活用した学習など、様々な手法を取り入れるなど民間の活力を含めて検討します。</p> <p>○適応指導教室に通う児童生徒は、学習にのれない子どもも多く、まずは「ほっとできる居場所」としての機能も持ちながら、個人のペースに合わせて学習意欲に結び付けていくことができる個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」等の環境を構築します。</p>

4 組織体制と職員配置

児童相談所等複合施設においては、児童相談所と子ども未来部、教育振興部の4課1センター体制で管理職を6名配置します。

(1) 組織図



※1 児童発達支援センターについては外部委託を予定しています。

※2 子ども未来部や教育振興部は複合施設内に設置する組織のみ記載しています。また、組織名は、現時点の想定で仮称です。今後変更になる場合があります。

(2) 職員配置及び各課係の主な事務分掌

課名	係名	常勤	会計兼	計	各係の主な事務分掌
子ども未来部子ども家庭支援課長	-	1	0	1	-
子ども家庭支援課	庶務係	8	2	10	事業推進、複合施設管理等
	在宅支援係	15	1	16	子育て支援地区担当
	発達心理係	5	4	9	子どもの発達相談
児童相談所長	-	1	0	1	-
児童相談所子ども連携支援課長	-	1	0	1	-
子ども連携支援課	相談支援係	17	10	27	児童虐待初動対応等
	里親支援係	5	2	7	里親支援及び家族再統合等
児童相談所児童援助課長	-	1	0	1	-
児童援助課	児童福祉係	18	0	18	児童虐待等担当
	児童心理係	15	0	15	愛の手帳、心理相談等
児童相談所一時保護課長	-	1	0	1	-
一時保護課	-	36	23	59	一時保護等
教育総合相談センター所長	-	1	0	1	-
教育総合相談センター	-	12	27	39	教育・就学相談、適応指導教室等
計	-	137	69	206	-

5 一時保護所

(1) 一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

(2) 一時保護所の定員および整備方針

①一時保護所定員 20 人（学齢女子 8 人、学齢男子 8 人、幼児 4 人）

②整備方針

ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

(3) 一時保護所の職員体制

①職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

＜保育士・児童指導員の配置＞

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤については、各ブロックから 3 日に 1 度、1 人を追加配置し、4 人体制で勤務

②勤務体系

勤務体系	勤務時間
早番	7:00～15:45
日勤	8:30～17:15
遅番	13:15～22:00
夜勤	16:30～翌 9:30

③支援体制

ア 子どもの安全確保

一時保護所では、保護された子どもたちが安全に生活し、自分のことを大切に今後の生活を考えることができるよう体制を整えます。子ども同士の暴力や活動中の事故、感染症等の集団感染等が起こらないよう努めるとともに、障害やLGBTQ+、宗教や文化の違い等の配慮が必要な子どもに寄り添った支援を行い、子どもたちが過ごしやすい環境となるよう運営します。

なお、一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、関連法規に従い、且つ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

イ 子どもの権利擁護

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。子どもが一時保護所に入所する際には、生活の中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレット等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け、考え等を尊重します。

なお、子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(子どもアドボケート)の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査についても国や他自治体の動向を注視し、運用方法を構築していきます。

ウ 子どもの学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を図るとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター(適応指導教室)や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができる支援体制を構築します。

また、通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう運用します。

6 社会的養護

(1) 里親制度の充実に向けて

① 北区の里親支援体制

児童相談所に里親支援係を配置し、里親担当児童福祉司2名、会計年度任用職員1名を配置し、里親のリクルートや子どもと里親家庭のマッチング等、里親養育の支援を包括的にサポートできる体制を構築します。

また、里親登録や養育の推進を図るため、フォスティング機関を整備し民間の活力を活かした一貫性・継続性のある充実した里親支援体制を構築します。

② 里親委託促進に向けた取り組み

子どもと里親にとってより良いマッチングを行うため、里親支援係の里親担当が児童福祉系の地区担当児童福祉司とともに、東京都や先行区等と広域連携を行うことで委託促進を図り、子どもや里親が安心して生活できるよう、関係機関の見守り体制や地域の子育て支援サービスの案内を行うなど、里親養育に役立つ多くの支援を提供します。

③ 養育家庭の社会的理解を促進

区では里親登録や里親委託数の拡大に向けて、子どもや里親が社会から孤立しないよう、養育体験発表会等を開催することで社会的理解を促進するとともに、子どもや里親同士が交流し相談できる場を作るなど子育てのやりがいや負担感を共有できる環境を構築します。

(2) 施設養護と退所後の支援

① 区内の児童養護施設との連携

児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。

区内には、児童養護施設(星美ホーム)が1か所あり、社会的養護を支える重要な基盤となっています。現在、区は子どもショートステイ事業を外部委託(星美ホーム)していますが、児童相談所開設後は、一時保護委託や里親、児童養護施設等退所者支援等についても連携していけるよう協議していきます。

② 乳児院

乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。

北区においては、東京都内の乳児院の定員や北区の措置乳児数の推移を注視し乳児院誘致の検討も含め準備を進めていきます。

③ 児童養護施設等退所後の支援

満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等への支援については、児童相談所による継続的なアセスメントに基づき、区内児童養護施設等の関係機関やNPO等と連携を図り、区の様々な支援メニューの活用を含め自立に向けた支援を検討します。

また、自立に向け必要となる安定的な居住環境や若者等がいつでも相談できる居場所等については、国や東京都、先行区等の状況を注視し、広く継続的な支援ができるよう体制を構築します。

7 児童相談所設置市事務

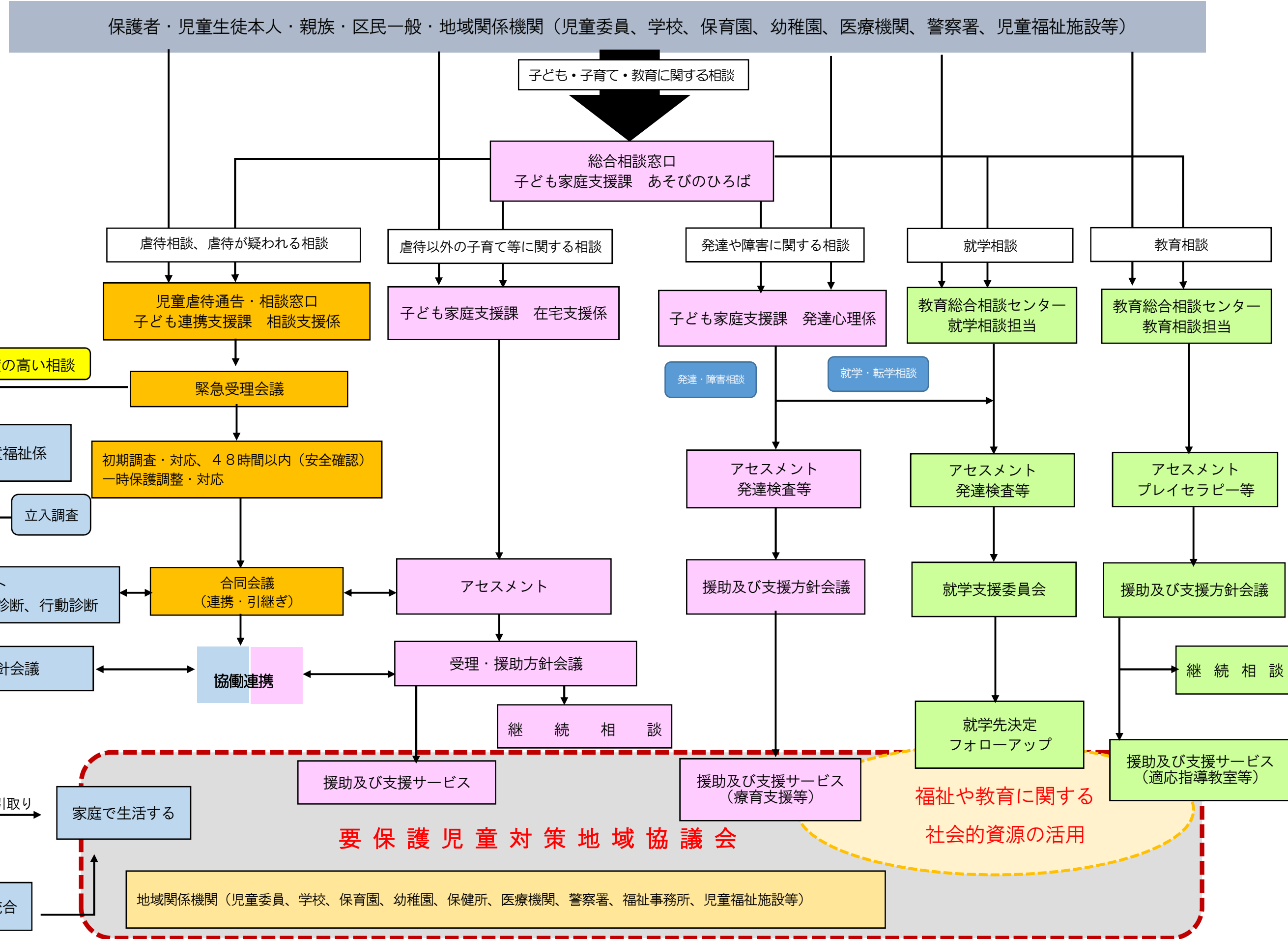
児童相談所を区が設置した場合、児童相談所(一時保護所含む)業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。これらの事務の実施に向けて、担当主管課を中心に検討を行うとともに、東京都からの業務内容に関する情報提供、引継ぎ等の準備を進めます。

No.	事務	担当主管課
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども未来課
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当課
3	児童委員に関する事務	地域福祉課
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	障害福祉課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
8	児童福祉施設に関する事務 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 保育所 (4) 児童厚生施設 (5) 障害児入所施設、児童発達支援センター	児童相談所開設準備担当課 生活福祉課 保育課 子どもわくわく課 障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	保育課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	児童相談所開設準備担当課
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課
16	療育手帳に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課

※今後の組織改正等により担当主管課が変更になる場合があります。

※No.8、9、12児童福祉施設に関する事務の検査は子ども未来課が主に担当します。

【参考資料】
複合施設の相談の流れ



※子ども連携支援課と児童援助課は児童相談所の組織です。
 ※愛の手帳等に関する相談は児童援助課児童心理係が行います。
 ※里親等に関する相談は子ども連携支援課里親支援係が行います。